

テーマ 11 オープンデータ（統計情報等）の推進

1 制度等の概要

(1) 国の動向

- ・ 平成 28 年 12 月、官民が保有するデータの活用を推進する目的で、「官民データ活用推進基本法」が制定・施行。
- ・ 国及び地方公共団体は、自ら保有する電子データについて、国民がインターネット等を通じて容易に利用できる措置を講ずるものとされた。
- ・ さらに、平成 29 年 5 月、国は行政機関等が保有するデータの公開及び活用に取り組む上で基本指針を取りまとめ、コンピュータが判読可能なデータ形式による提供を積極的に推奨。

(2) 県の取組み

- ・ 本県においては、平成 22 年度より各部局が公表した統計データを一箇所に集めた「統計情報データベース」を県 HP 内に開設。
- ・ さらに、平成 26 年度より、県民の利活用が期待される各種データを提供する「オープンデータカタログ」を公開。

2 現状

(1) 統計情報データベース

①目的

- ・ 統計情報の利活用の推進

②主な内容

掲載件数：140 件

種 別：人口・世帯、家計・物価、労働・賃金、経済、保健・衛生、交通 など
(例) 国勢調査、経済センサス、学校基本調査 等

ファイル形式：エクセル形式、ワード形式、p d f 形式

③課題

- ・ 統計データの一部に P C で編集できないデータ形式が含まれる。（約 3 割）
- ・ 統計データのより一層の利活用を図る必要がある。（年間アクセス数：約 28 千件）

(2) オープンデータカタログ

①目的

- ・ 官民協働による諸課題の解決、経済活性化

②主な内容

掲載項目数：61 項目

種 別：くらし・環境・社会基盤、健康・福祉・子育て、産業・観光・仕事など
(例) 空間放射線量率（計測データ）、A E D 設置一覧（位置情報）、山形県の人口と世帯数（統計情報）等

ファイル形式：エクセル形式、c s v形式、p d f形式

③課題

- ・国が県での公開を推奨するものとして示した「推奨データセット」について、速やかに公開する必要がある。(14項目のうち4項目のみ公開)
- ・オープンデータカタログのうち、コンピュータが判読可能なデータ形式で公開しているのは、ごく一部である。(約1割)
- ・オープンデータカタログのより一層の利活用を図る必要がある。(年間アクセス数：約42千件)

◆推奨データセットの概要

データ数：スマホアプリによる活用が可能なデータ14項目

(①AED設置箇所一覧、②介護サービス事業所一覧、③医療機関一覧、④文化財一覧、
⑤観光施設一覧、⑥イベント一覧、⑦公衆無線LANアクセスポイント一覧、⑧公衆トイレ一覧、
⑨消防水利施設一覧、⑩指定緊急避難場所一覧、⑪地域・年齢別人口、⑫公共施設一覧、
⑬子育て施設一覧、⑭オープンデータ一覧)

※下線を引いた項目は、本県で公開している推奨データセット（4項目）

データ項目：都道府県コード、名称、住所、緯度、経度、設置主体など、全国共通のデータ項目を規定

ファイル形式：c s v形式をはじめ、機械判読可能なデータ形式

3 検証・見直しの視点

- ・現在掲載しているオープンデータ（統計情報等）は、数的に十分か。また、種類・内容・形式は適切か。

4 見直しの方向性及び検証結果等

《考え方》

- より多くの県民・企業の皆様の利活用につながるよう、データ項目の拡充やデータ形式の改善を図るとともに、利活用促進のための広報に努める。

《検証結果》

〔改善案〕

(1) 統計情報データベース

- ・PCで編集できるデータ形式（エクセル形式等）への変更を計画的に推進するとともに、統計情報等の数的拡大を図る。
- ・県民のあゆみや県メルマガなど、県広報媒体を通じて紹介する。

(2) オープンデータカタログ

- ・コンピュータで判読可能なデータ形式による「推奨データセット」の公開を、秋頃をめどに完了する。
- ・「推奨データセット」以外の既存のデータについては、コンピュータで判読可能なデータ形式への変更を計画的に推進するとともに、データ項目の数的拡大を図る。
- ・県民のあゆみや県メルマガなど、県広報媒体を通じて紹介する。

(3) 山形県官民データ活用推進計画の策定

- ・今年度策定中の「山形県ICT推進方針（仮称）」と併せ、一体的に策定する。